

1768年の「キャフタ條約追加條項」 をめぐる清とロシアの交渉について

柳 澤 明

は じ め に

1 1750年代後半からの兩國關係の緊張化

(1) 發 端——アムルサナー問題——

(2) 國境・貿易をめぐる諸問題

(3) クロボトフの第一次使節行

(4) キャフタ貿易の停止

2 追加條項締結に至る交渉の経緯

(1) クロボトフの任務

(2) 交 渉 の 経 過

3 交渉過程に見る當時の兩國關係の特質

(1) 清朝の對外姿勢

(2) 情報収集能力の懸隔

(3) 媒介言語と正文の問題

結 び——残る諸課題——

は じ め に

キャフタ條約（1728年交換）から愛琿條約・天津條約（1858年締結）までの清とロシアの關係史は、研究上の一種の空白となっている。特に、清のジュンガル征服と東トルキスタン併合が完成した1760年代以降に關して、この傾向が著しい。これは、キャフタ條約を基礎とする兩國關係の枠組みが本質的に變更されることなく存続し、重大な事件はほとんど起こらなかった、という認識に起因すると思われる。しかしながら、キャフタ條約締結時と愛琿・天津條約締結時とでは、兩國を取り巻く環境が大きく變化し、雙方の力關係や交渉に臨む姿勢も、まったく異なっていたことは言うまでもない。こうした變化は一朝一夕に生じるものではないから、19世紀後半以降の新たな枠組みに基づく兩國關係

の前提条件が形成されてくる過程を探るという意味で、一見何事もなかったように見える上記の時期にも、いまだ少し注意が向けられてよいと思われる。

18世紀末までの間に、兩國は二度にわたってキャフタ條約に補訂を加えている。その最初のものが、本稿で取り扱う1768年の「キャフタ條約追加條項」(Дополнительная статья к Кяхтинскому трактату)であるが、これについても、概説の中で簡単に觸れられることはあっても、專論は國內外ともに乏しく、ロシア(ソ連)のグルシュコワ氏の研究が目につく程度である⁽¹⁾。この追加條項は、1750年代後半から緊張化していた兩國関係を正常化する契機となったという点では、一定の意義を有するものの、條項自体で取り決められた事柄は、どちらかと言えば些細なものであった。そのことが、あまり重視されない理由の一つなのであろう。しかし、その締結に至る交渉の過程には、18世紀後半における兩國関係の基本構造が端的に表現されていると同時に、19世紀における變動への萌芽も認められ、興味深いものがある。そこで本稿では、まず第1章で兩國関係の緊張化の背景を概観し、第2章では追加條項締結に至る交渉の経緯を述べた後、第3章において、関連諸史料から當時の兩國関係を特徴づける諸要素を抽出し、特に清朝側に重点をおきつつ検討してみたい。

史料の所在について簡潔に述べておくと、まずロシア側に關しては、モスクワのロシア帝国外交文書館(Архив внешней политики Российской империи. 略稱 АВПРИ)の露中關係フォンド(フォンド番號62)中に、本追加條項に關わる文書が相當數含まれている。中でも重要なのは、全權であったクロボトフ(И. И. Кропотов)の日誌(Опись 621, 1768 год, дело 2)であろう。さらに、交渉の過程で清側代表團がクロボトフに送った文書の原本(Оп.622, 1768 г., д.17)、クロボトフへの訓令など多くの関連文書を含む文書綴り(Оп.622, 1762-69 гг., д.8)等もあり、交渉の全過程を把握することがほぼ可能である。清側については、北京の中國第一歷史檔案館の軍機處全宗滿文「録副奏摺」中に、関連奏

(1) Глушкова, О.А. Позиция российского правительства в отношении цинского Китая в 60-х гг. XVIII в. (Переговоры И.И. Кропотова в Кяхте в 1768 г.). XV научная конференция «Общество и государство в Китае». Ч.2, Москва, 1984, с.188-194. ただし、この論文はロシア政府の基本姿勢の分析を主眼とし、キャフタでの交渉の経緯については詳論していない。

摺が相當數存在し⁽²⁾、同じく軍機處全宗の滿文「俄羅斯檔」(目錄號193 3-47-3)にも、前後の時期の兩國間の往復公文等が含まれている⁽³⁾。さらに、ウラーンバートルのモンゴル國立中央文書館の清代フレー(庫倫)辦事大臣衙門フォンド(フンド番號M-1)には、清側代表團が各箇所(ロシア側代表團を含む)と取り交わした文書群(Фонд М-1, данс 1, 2931. 來文の一部は原本)、上奏文と上諭をまとめて抄寫した檔冊(M-1, 1, 267)、ロシア側代表團との間で取り交わした文書を抄寫した檔冊(M-1, 1, 265)等が存在する。ネルチンスク條約についても、キャプタ條約についても、清側の文書史料は必ずしも豊富でなく、研究上のネックとなっているが、この追加條項をめぐる史料状況は良好で、交渉の経緯を雙方の視點から立體的に再構成することが可能である。

なお、以下本稿で使用する西暦の日附は、當時ロシアで用いられていたユリウス暦に基づき、陰暦と併記する場合は、原則として陰暦を先に、ユリウス暦を()に入れて後に書く。固有名詞等の原綴(ローマ字轉寫)を示す()において、Ma. は滿洲語、Mo. はモンゴル語の略號である。

1 1750年代後半からの兩國關係の緊張化

(1) 發端——アムルサナー問題——

キャプタ條約締結後、1730年代後半から約20年間にわたって、特に重大な事件もなく、比較的平穩であった兩國關係は、1750年代後半になるとにわかに緊張の度を加えた。その背景には、清のジュンガル征服に伴う内陸アジア東部全域にわたる秩序の變動があったが、特に焦點となったのは、一時清に投じた後、叛旗を翻したジュンガルの有力者、アムルサナーの問題である。同人をめぐる兩國の交渉については、すでに森川哲雄氏の詳細な研究があるので⁽⁴⁾、ここで

(2) これら滿文「錄副奏摺」は、『清代邊疆滿文檔案目錄』(全12冊)(桂林, 廣西師範大學出版社, 1999)によって検索可能である。

(3) 軍機處全宗滿文「俄羅斯檔」の概要については、拙稿「中國第一歷史檔案館所藏のロシア關係滿文檔案について」(『滿族史研究通信』10, 2001, 38-57頁)参照。

(4) 森川哲雄「アムルサナをめぐる露清交渉始末」『歴史學・地理學年報』(九州大學教養部)7, 1983, 75-105頁。

は概略にとどめるが、理藩院が乾隆21（1756）年4月にロシア元老院に公文を送り、もし彼がロシア領に逃げ込んだ場合は引き渡すよう申し入れたのに對し、元老院は1757年5月20日附の公文で、ジュンガル人は今回の征服以前に清の支配下にあったわけではないから、本来引き渡すべき理由はないが、アムルサナーに関しては、清との友好關係に基づいて善處してもよいと回答した⁽⁵⁾。この公文を見た乾隆帝は激怒したという⁽⁶⁾。ちょうど同じ頃、1757年7月にアムルサナーはセミパラチンスク附近に現れてロシアの保護を求め、トボリスクに移送されたが間もなく病死した。元老院はこのことを清側に伝え、國境において清側が検視を行うことを認めると言明した。検視は翌年實施されたが、清側はなお死體の引き渡しと、シェレン（Ma. šereng）等、ロシアに逃げ込んだ他のジュンガル有力者の引き渡しを執拗に要求し、その言辭は次第に粗暴さを増した。

同じ頃、ロシア側からはブラティシチェフ（В.Ф.Братищев）が清に派遣された。その目的はジュンガル問題とは關係なく、清政府にロシアへの使節派遣を要請し、またロシア船のアムール河航行許可を求めることにあった。ブラティシチェフは1757年8月に北京に到着し、元老院の公文を理藩院に提出した。しかし、乾隆帝はアムール河通行要求に對しても不快の意を表したと伝えられ、ちょうど同じ時期に上記1757年5月20日附の元老院公文が別のルートで届いたことも手傳って、清側はロシア側の提案を拒否した⁽⁷⁾。

（2）國境・貿易をめぐる諸問題

アムルサナー問題が兩國關係を緊張化させた唯一の原因だったわけではなく、同じ頃、それと連動するような形で、國境や貿易をめぐる他の諸問題も顯在化

(5) 『故宮俄文史料：清康乾間俄國來文原檔』（北平，國立北平故宮博物院文獻館，1936）107-120頁に原文書の影印，177-188頁に釋文がある。

(6) 當時北京を訪れていたブラティシチェフが、北京在住のロシア聖職者から得た情報である。次注參照。

(7) Бантыш-Каменский, Н.Н. *Дипломатическое собрание дел между Российским и Китайским государствами с 1619 по 1792-й год*. Казань, 1882, с. 276-279; Саркисова, Г.И. В.Ф.Братищев и его миссия в Пекине в 1757 г. *Проблемы Дальнего Востока*. 1993, № 3, с.135-147.

してきた。細かく見ればその内容は多岐にわたるが、主要なものを以下に挙げておきたい。

第一は、ロシアがキャフタの東西に設置した國境柵（надолба, Ma. hashan）の問題である。これは、後述する窃盗・掠奪行為を防止するために1747年に設置されたものであるが、清側はこの柵が、キャフタ東方のブルグテイ山（Ma. burgutei alin）一帯と、キャフタ西方のビチクトウ=ホショー（Ma. biciktu hošoo）一帯において、清側の領土であるべき土地をロシア側に圍い込み、清側の國境巡視路（Ma. kaici jugūn）を斷ち切っていると主張した。

第二は、キャフタでの課税の問題である。ロシア側はキャフタで貿易を営む自國商人から關稅を徴収していたが、清側は、キャフタ條約（滿文本）ではキャフタ貿易は無税と規定されていると指摘し、ロシア商人が税額を商品價格に上乘せするため、清側の商人が大損害を蒙っていると主張した。

第三の問題は、窃盗・掠奪事件である。この時期、雙方の住民が越境して家畜を盗んだり、掠奪を働いたりする事件が頻發しており、こうした事件が起これば、雙方は互いに相手方に捜査と補償を要求したが、埒が明かないことが多かった⁽⁸⁾。

もちろん、これらの問題を解決するための努力が拂われなかったわけではなく、1756年12月、1759年6～7月、1762年5～6月の三度にわたって、セレンギンスク司令官ヤコビ（В.В.Якоби）はキャフタに赴き、清側のイフ=フレー（Mo. yek-e küriy-e, 庫倫）の當局者と會談している。最初の會談では、ロシア側のトゥングース人（Ma. naimar）の集團が清領に侵入し、2500匹の馬を強奪した事件が主な議題となったが、雙方の主張は平行線をたどった⁽⁹⁾。二度目の會談では、アムルサナーの死體引き渡し問題のほか、上述の三つの問題について議論が戦わされ、清側はその中で、窃盗・掠奪事件について、相互に従前の一切の補償要求を放棄することを提案した。しかしヤコビは、ロシア側からの請求額の方がはるかに多いとの認識のもとに強硬に反対し、結局物別れに

(8) 以上の三問題に關する文書史料は多數に上り、一々挙げ切れないが、概要は Бантыш-Каменский. 1882, с.291-298 によって知られる。

(9) Бантыш-Каменский. 1882, с.272-273.

終わった⁽¹⁰⁾。三度目の會談でも、清側は上記三問題に關する從來の主張を繰り返したが、ヤコビはすべて拒否し、またしても成果はなかった。ただ、この會談では、アムルサナー等の問題はもはや取り上げられなかったようである。會談の不調を受けて、理藩院はロシア元老院に公文を送って（乾隆27年6月8日附）、柵の撤去、キャフタでの課税中止等をあらためて強く要求し、課税が續けられる場合は、貿易を停止する可能性を示唆した⁽¹¹⁾。

(3) クロボトフの第一次使節行

兩國關係がこのように次第に惡化に向かう中で、1762年、ロシアは近衛中尉クロボトフを北京に派遣した⁽¹²⁾。彼はエカテリーナ二世の即位を通知する元老院公文を携えていたが、また口頭で、ロシアが清に對する高いレベルの使節團を準備していることを伝え、清からも同様の使節團が派遣されるよう慫慂する任務も課せられていた。クロボトフの一行は1763年4月30日に清領に入り、北京から熱河に向かう途上の乾隆帝と對面した後、6月24日に熱河において公文を提出した。この頃までの清側のクロボトフへの待遇は比較的丁重だったようで、當時清側も、こじれた兩國關係を打開する糸口を求めている節がある。ところが、クロボトフがその後北京に入ると、嚴重な監視下に置かれて、携えてきた商品を交易することもままならない状態となった。イエズス會士を通じて彼が得た情報によれば、こうした急變の理由は、彼の北京到着直前に届いた新たな元老院からの公文に書かれていたロシア皇帝の“*ея императорское величество*”という敬稱が、從來は翻譯の際に適當にごまかされていたのに、今回はそのまま譯出されたため、乾隆帝の怒りを買ったからであるという。當該の元老院の公文（1763年2月13日附）は⁽¹³⁾、上述の乾隆27年6月8日附理藩院公文に對する回答であるが、清側の不快な言辭について皮肉な調子でたしなめ

(10) Бантыш-Каменский. 1882, с.291-292.

(11) Бантыш-Каменский. 1882, с.311-313.

(12) クロボトフの使節行については、次の論文によった。Саркисова, Г.И. Миссия Российского курьера И.И.Кропотова в Пекин в 1762-1763 гг. (архивные материалы). *Восток-Россия-Запад: Исторические и культурологические исследования*. Москва, 2001, с.94-111.

(13) АВПРИ. Оп.622, 1762-1765 гг., д.7, л.78-87.

た箇所があるので、敬稱のみならずこうした点も含めて、清側は反発したのであろう。クロボトフは8月12日に北京を出発したが、彼の提出した公文に対する理藩院の回答は手交されず、別途發送された。當該公文（乾隆28年6月13日附）の内容は、キャフタ會談におけるヤコビの態度を非難し、國境柵や課税等に関する従來の主張を繰り返し、ロシアへの使節團派遣については消極的な姿勢を示すもので、さらに、もしロシア側が清側公文の文辭を不快と感ずるのであれば、キャフタ條約を破棄することも隨意であるというような、脅しに近い文言が含まれていた¹⁴⁾。

(4) キャフタ貿易の停止

翌年になると、清側はさらに次の段階へと踏み出した。すなわち、キャフタ貿易を停止し、商人をすべて退去させたのである。ヤコビの外務參議會宛報告によると、その徵候は1763年から表れていたが、実際に商人が退去したのは1764年4月のことであったという¹⁵⁾。貿易停止の理由として、フレー當局がヤコビに送った書簡（乾隆29年4月3日附）は、ロシア側の課税のために、清側の商人が大きな損失を蒙っていることを挙げている¹⁶⁾。

次いで理藩院から、乾隆29年6月18日附で長大な公文が元老院に送られた¹⁷⁾。これは、上述の乾隆28年6月13日附公文に対する元老院の回答（1764年3月30日附）に答えたものである。その中で清側は、國境柵等の問題に関するロシア側の主張に逐一反駁を加えたほか、元老院公文に含まれていた「わが帝國の領域はほとんど地球の半分を占めている」云々という文言に對して特に強く反發し、「わが聖主が、どうしてロシアの女帝などと比べられようか」と應酬した。

¹⁴⁾ Бантыш-Каменский. 1882, с.316-317.

¹⁵⁾ Бантыш-Каменский. 1882, с.317; Сычевский (Сообщает В.Н.Баснин). *Историческая записка о Китайской границе*. Москва, 1875, с.258-260.

¹⁶⁾ АВПРИ. Оп.622, 1762-1765 гг., д.7, л.302-302об. (モンゴル語からの露譯)

¹⁷⁾ Бантыш-Каменский. 1882, с.318-319. 公文の寫し（滿文）は軍機處全宗滿文「俄羅斯檔」編號1619:5, 1-36にある。なお、露文・ラテン文の原本と、滿文・ラテン文からの露譯はАВПРИ, Оп.622, 1762-1765 гг., д.7にあるが、滿文原本は見当たらない。

公文を受け取ったロシア政府は、文辭の粗暴さにあきれ、回答を與えないことを決定した。翌1765年にも理藩院は元老院に公文を送ったが（乾隆30年7月22日附）、ロシア側はやはり回答せず、「沈黙政策」を守った⁽¹⁸⁾。

この間においても、フレー當局とセレンギンスクのヤコビの間には連絡が保たれており、ふたたび會談を開くことも話題に上ったが、具體的進展はなく、かえって1767年には、新たに厄介な事件が持ち上がった。この年、國境附近で狩獵していたロシア側のコサックが清側の哨兵に捕えられたのに對し、ロシア側は報復として巡回中の清の哨兵2名を拉致した。これに對して清側も報復行動に出て、ウルフン哨所（*Ma. ulhūn karun, улхунский караул*）を襲撃し、12名を拉致したのである。雙方は互いに責任は相手方にあるとして非難を應酬し、拉致された人員の引き渡しを要求した⁽¹⁹⁾。

なお、乾隆30（1765）年には、フレーに駐在していたハルハ副將軍サンザイドルジ（*Mo. sangǰayidorǰi*）らによる、ロシアとの密貿易事件が發覺している⁽²⁰⁾。清政府は同人らを解任してフレー當局の顔ぶれを一新し、上記乾隆30年7月22日附の元老院宛公文の中でロシア側に通知した。ただし、この事件自體は、その後の兩國交渉の展開にはさほど影響を及ぼしていない。貿易に關してむしろ注目されるのは、乾隆32（1767）年末に、定邊左副將軍ツェンゲンジャヴ（*Mo. čenggünjab*）が次のような上奏を行っていることである。

いま、わが方のウリヤンハイやモンゴル人などは、ロシアと境を接して暮らしてきて、ロシアの氈子、牛皮を必要としているので、奴才らは交易を厳しく禁じてはいるが、今後日が経つうちに、小人らが知らぬ間に密かに交易するようなことが出来たら、聞こえもよくないので、むしろ聖主が

(18) Бантыш-Каменский. 1882, с.322-323; 軍機處全宗滿文「俄羅斯檔」編號1619: 5, 89-98.

(19) この事件に關して、1768年4月にキャフタ附近で兩國當局者の會議が開かれたが、解決には至らなかった。Бантыш-Каменский. 1882, с.325.

(20) 岡洋樹「乾隆期中葉における清朝のハルハ支配強化とサンザイドルジ」『東洋學報』69-3・4, 1988, 173-194頁；同「乾隆帝の對ハルハ政策とハルハの對應」『東洋學報』73-1・2, 1992, 31-61頁；同「乾隆30年のサンザイドルジ等による對ロシア密貿易事件について」石橋秀雄編『清代中國の諸問題』山川出版社, 1995, 365-382頁。

内外を區別せず衆生を仁德をもって安んずる心に沿うように、彼らが何か一つ請い求める機会に、もとの和の道を開くべきか否かについて、聖主の叡慮を請う²¹⁾。

すなわちツェンゲンジャヴは、將來ロシア側から何らかの働きかけがあったならば、貿易を再開するよう願ったのである。乾隆帝はこれに對して、「それは勿論だ。一つの機会を窺っているまでだ」との硃批を加えている。乾隆帝も、惡化した對ロシア關係を放置するのではなく、機会をとらえて改善をはかる心積もりであったことがわかる。こうした態度は、實は上述の乾隆30年7月の理藩院公文からも窺うことができる。この公文は全體としては高壓的な調子のものであるが、ロシア側が貿易再開への眞摯な希望を表明するならば、皇帝に奏請する用意があるとも述べているのである。貿易停止はキャフタ條約締結の際にもロシアに壓力をかける手段として用いられたが、今回もまた、やはりロシア側に行動を促すための「切り札」として發動されたのであった。

2 追加條項締結に至る交渉の経緯

(1) クロボトフの任務

行き詰まった對清關係を打開するため、先に北京から歸還したクロボトフに對して、ふたたび全權委員（полномочный комиссар）として交渉に赴くことを命ずるエカテリーナ二世の署名入りの訓令が発せられたのは、1767年1月31日のことである²²⁾。訓令は前文と本文20項目からなるが、そこには交渉に臨むロシア側の基本姿勢が端的に示されている。一言で言えば、それはすべての懸案について清側に譲歩してよいというものであった。訓令の前文は、紛争の経緯と清側の要求事項を概括した上で、次のように述べている。

これらの要求が公正でないことは、邊境司令官・少將ヤコビから送られて

²¹⁾ 軍機處全宗滿文「録副奏摺」卷號2251, 件號52, 乾隆32年12月4日（12月15日硃批）ツェンゲンジャヴ奏。

²²⁾ АВПРИ. Оп.622, 1762-1769 гг., д.8, л.164-186. この訓令は、Сычевский. 1875, с.260-271 にも載せられている。なお、クロボトフは出使に當たって大佐の階級を授與された。

きた説明によって明らかであり、わが元老院から中國の院への公文の中でも、そのことを明確に指摘してある。しかしながら、現在に至るまで、中國側によって停止されたキャフタでの自由な交易が再開されず、わが國庫と個人商人の損害を招いているのは、彼らが限度のない高慢と頑迷をもって、彼らの要求に對するわが方の寛容と妥協を待ち受けているからである。そこで私は、雙方の貿易によって得られる少なからぬ利益を考慮し、またわが帝國の中國との關係に以前のような平和と友好を回復するばかりでなく、將來可能な限りそれを強固なものとするために、それに向けてふさわしい手段を用いる意向を固めた。

個別の事項について言うと、たとえば國境柵に関しては、訓令第2項において、たとえ柵が清側の土地を侵蝕していなくても、それを移設することによってロシア側に實質的な損失がないならば、清側の要求に應じてよいと述べられている。窃盜・掠奪事件についても、嚴密に處理すれば清側からロシア側への補償額の方がはるかに大きいはずであるにもかかわらず、既往の案件は一切忘却に委ねるという清側の主張を認めてよかった(第3項)。關稅については、徴收しないわけにはいかないが、清側の目に觸れないようにすることが指示された(第7～11項)。こうした讓歩と引き換えに、クロボトフが何よりも獲得すべきは、當然ながら貿易の再開であった(第6項)。1760年において、キャフタにおける貿易額(輸出入額の合計)は1358,000ルーブルで、全ロシアの貿易總額の7.3%を占めていたというから⁽²³⁾、キャフタ貿易の停止は大きな打撃であり、他の諸問題について多少の讓歩をしても、貿易だけは何としても勝ち取らなければならなかったのである。

このような基本方針に加えて、さらに周到な配慮が感じられるのは、從來清側との交渉の矢面に立ってきたヤコビを、一線から外したことである。上の訓令は、ヤコビと緊密に連携することをクロボトフに指示しているが、ヤコビ自身の交渉参加については言及がない。事實、同人は交渉期間中、書簡を通じて連絡をとるのみで、キャフタには姿を見せなかった。ヤコビに對しては、從來

(23) Сладковский, М.И. *История торгово-экономических отношений народов России с Китаем (до 1917 г.)*. Москва, 1974, с.154.

の數度の會談で見た固い姿勢のためにかねて清側から不満が寄せられていたことを考えると、このことには、清側の態度を和らげる意圖が込められていたと思われる。キャフタでの交渉中も、ヤコビはクロボトフへの書簡中で強硬論を展開し、訓令に基づいて妥協的な態度をとるクロボトフとは必ずしも意見が合わなかったようである²⁴。なお、クロボトフの使節團には、1743年から1755年まで北京で滿洲語・漢語を學習し、歸國後外務參議會に奉職したレオンティエフ(А.Л.Леонтьев)が書記(секретарь)として加わっており、清側との圓滑なコミュニケーションに大いに寄與した。

クロボトフは、1768年5月9日にイルクーツクからフレー當局宛に書簡を送って交渉を申し入れた後、6月12日にはキャフタに到着し、現地調査と情報収集に着手した²⁵。かくして、乾隆帝が待ち受けていた「一つの機會」が早くも訪れたのである。

(2) 交渉の経過

キャフタでの交渉の模様を伝える史料については「はじめに」で述べたが、雙方の代表團が取り交わした文書、清側代表團の上奏と乾隆帝の上諭に關しては、以下一々注を附さず、一覽を表1、2に示したので、適宜參照していただきたい。なお、雙方の伝える交渉の経過は、基本的には細部に至るまでよく一致しているが、日附がずれていることがある。そうした場合、便宜的に清側の伝える日附を採用し、?を附しておいた。

クロボトフからの通知を受けたフレー當局が指示を求めてきたのに對し、乾隆帝は乾隆33年4月27日(5月31日)附で二件の上諭(寄信)を下し、ただちに交渉のためにキャフタへ赴くよう命じたので、フレー當局はクロボトフに返書を送り、交渉に應ずることを傳えた。キャフタに赴いた清側代表は、ハラチン固山貝子・理藩院額外侍郎フトウリンガ(Ma. hūtingga, 瑚圖靈阿), 滿洲旗人である理藩院侍郎キングイ(Ma. kinggui, 慶桂), トシエート=ハン兼副將軍ツェ

²⁴ たとえば、ヤコビが7月18日にクロボトフに送った書簡の中で、柵のある場所はロシア領内だとして撤去に反對したのに對し、クロボトフは返信の中で、ヤコビの考えは「大きな間違ひ」であると述べている。Сычевский. 1875, с.274-276.

²⁵ АВПРИ. Оп.621, 1768 г., д.2 (以下クロボトフ日誌と稱する), л.3-32об.

表1 兩國代表團間の往復文書一覧

No.	陰 曆 (乾隆33)	ユリウス 曆(1768)	発→受	摘 要	モンゴル國立中央 文書館 (太字は原本)	АВПРИ (原本) 62/2, 1768,17	АВПРИ (露譯) 62/1, 1768,2	備 考
1	(04-04)	05-08	R→C	交渉申し入れ	265-17; 2931-94		3	
2	04-19	(05-23)	C→R	文書受領の確認	265-24	No. 1	606.	
3	05-07	(06-10)	C→R	交渉應諾	265-25; 2931-74	No. 2	11	
4	(05-16)*	?	R→C	キャプタ到着を通知	265-27; 2931-41			*受領日
5	06-11	(07-13)	C→R	清側の信任状(上諭の寫し)	265-29*; 2931-38	No. 3	36	*06-16附とする
6	06-12	(07-14)	C→R	越境犯罪の處理	265-31; 2931-3	No. 4	3606.	
7	(06-14)	07-16	R→C	交渉内容の總括(逃亡者等のリストを添付)	265-36*; 2931-5**; 2931-124		4006.	*07-19附とする **06-16受領とする
8	(06-17)	07-19	R→C	隊商派遣, 傳道團の交代等	265-33; 2931-21		4306.	
9	06-19	(07-21)	C→R	ウルフン哨所事件等	265-40; 2931-2	No. 5	49	
10	(06-20)	07-22	R→C	上に返信; 條約補訂の必要	265-44; 2931-12; 2931-121		4906.	
11	06-21	(07-23)	C→R	越境犯罪の處理	265-42; 2931-1	No. 6	54	
12	(06-25)	07-27	R→C	要求事項の總括(13項目)	265-47; 2931-52		6006.*	*07-26附とする
13	06-30	(07-31)	C→R	13項目について中央に報告	265-50*; 2931-34	No. 7	6606.	*07-01附とする
14	07-01	(08-01)	C→R	ウルフン哨所事件; 家畜補償	265-51*; 2931-100*	No. 8	67	*07-02附とする
15	(07-04)	08-04	R→C	上について反論	265-54*; 2931-85		68	*08-05附とする
16	07-06	(08-06)	C→R	ウルフン哨所事件	265-56; 2931-86	No. 9	6806.	
17	(07-08)	08-08	R→C	ウルフン哨所事件; 柵の撤去	265-58; 2931-92		69	
18	07-17	(08-17)	C→R	13項目に対する回答見通し	265-59; 2931-91	No. 10	73	
19	07-25	(08-25)	C→R	13項目への回答	265-61	No. 11	74	
20	07-28	(08-28)	C→R	上への回答督促	265-70; 2931-10	No. 12	8006.	
21	(08-02)	09-01	R→C	追加條項草案	265-72; 2931-84		82	
22	08-06	(09-05)	C→R	草案への修正意見	265-77; 2931-68	No. 13	8406.	
23	08-07	(09-06)	C→R	家畜の補償	276-86; 2931-76	No. 14	8806.	
24	(08-14)	09-13	R→C	清側草案に基本的に同意	265-87; 2931-69		93	
25	09-11	(10-10)	C→R	ロシア側の文案修正を非難	265-88; 2931-35	No. 15	100	
26	(09-12)	10-11	R→C	清側文案との相違箇所確認	265-91		101	
27	09-12	(10-11)	C→R	據頭等の問題	265-92*; 2931-33*	No. 16	10106.	*09-13附とする。
28	(09-13)	10-12	R→C	據頭等について回答	265-95		10206.	
29	(09-15)	10-14	R→C	修正に同意; 交換について	265-98; 2931-128			

※日付の太字は發送側のもの、()内は換算

※C: 清側 R: ロシア側

表2 清側代表團の上奏（奏摺）と乾隆帝の上諭（寄信）一覧

No.	發文月日	受文月日	摘 要	録副奏摺	モンゴル國立中央文書館	備 考
A1	04-20	04-27	ロシア特使から交渉申し入れ	2266-13	267-36; 2931-94	特使からの文書を添附
A2	05-07	05-14	交渉へ向けての心構え	2268-19	267-45; 2931-96	
A3	05-27	06-05	翌日キャフタへ向け出発	2269-38	267-47; 2931-44	
A4	06-29	07-07	交渉の経緯；ロシア側譲歩	2273-2	267-53	13項目を添附
A5	06-29	07-07?	交渉経過の詳細報告		267-59	
A6	06-29	07-07	報告遅延の釋明	2273-12	267-80	
A7	07-21	07-29	キャフタを一時離れる	2275-8	267-89; 2931-102*	*07-11附とする
A8	07-21	07-29	國境柵撤去完了	2275-6	267-95; 2931-37	
A9	08-04	08-12	キャフタに戻り交渉繼續	2276-26	267-106; 2931-67	現行キャフタ條約を添附
A10	08-16	08-24	條文の言語；使用印章	2277-26*	267-109	*08-14奏呈と誤る
A11	08-16	08-24	追加條項草案の奏呈		267-111	草案を添附
A12	09-20	09-28	追加條項の交換		267-125; 2931-63	追加條項原本を添附
A13	09-20	09-28	貿易内規案を策定	2281-19	267-134; 2931-62	貿易内規案を添附
上奏						
B1	04-27	05-05	交渉に關する訓令		267-38; 2931-99	
B2	04-27	05-05	ロシア特使への返信		267-42; 2931-75*	*05-10受領とする
B3	06-17	06-25	交渉の模様につき報告を要求		267-50; 2931-15*	*06-18奉旨とする
B4	07-07	07-14	13項目受領；決着の見通し		267-84	
B5	07-12	07-19	13項目の一部につき拒否		267-87	理藩院議奏を添附
B6	08-12	08-20	貿易再開許可		267-119; 2931-7	
B7	08-17	08-26	商人の監督		267-120	
B8	08-24	09-02	條文の言語；使用印章		267-123; 2931-48	

※年はすべて乾隆33年

※上奏の場合、受文とは奏呈（硃批）の月日を示す

デンドルジ (Mo. čedendorĭj), トシェート=ハン部副盟長・輔國公サンドヴドルジ (Mo. sandubdorĭj) の四人である。ただし、主要な役割を擔ったのは前の二人で、ハルハ王公の二人は、オブザーバーといった位置づけであったらしい²⁶。彼らは5月28日にフレーを出發し、6月6日(7月8日)にキャフタに到着した。

上述の4月27日附の二件の上諭のうち一件は、クロボトフとの交渉に当たっていかなる主張をなすべきかを詳細に指示した、いわば訓令であるが、それによれば、清側代表團はまず、國境柵の撤去、キャフタでの課税中止、既往の窃盜・掠奪事件の忘却を、從來からの清側の主張に沿って、あくまで要求すべきであった。一方、貿易については、柵の撤去等が實施されたならば、その後に皇帝に奏請すると言明することになっていた。特に注目されるのは、結びの部分に「總じてフトゥリンガらは、コミサル〔クロボトフ〕と議論する際に、ただ道理に則ってロシア側を追い詰め、理路整然と論ずるがよい。いささかも譲歩したり動搖したりしてはならない」とあって、毅然とした態度の堅持が求められていることである。また、クロボトフに送る返書の内容について指示するもう一件の上諭にも、もしクロボトフが清側代表團の資格を問題にするなどして、すんなり會談に應じないようであれば、交渉を放棄して歸るがよい、と述べられている。

清側代表團とクロボトフの最初の會談は、雙方の防壁 (палисад) の中間にある一家屋で、6月10日(7月12日)に行われたが、この日はクロボトフが信任狀を提出し、どのような順序で議事を進めるかを話し合っただけで終わった。本格的な會談は6月12日(7月14日)から始められ、以後13日(15日)、15日(17日)?と都合三回にわたって行われた會談と、その合間に雙方で取り交わされた文書の中で、清側は上の訓令に基づいて、①國境柵の撤去、②既往の窃

²⁶ フトゥリングとキングイは、いわゆる庫倫辦事大臣である。前者は乾隆30年に密貿易事件の調査のためにフレーに派遣されて以來、そのまま殘留して辦事しており、後者は乾隆32年に着任した。またツェデンドルジは副將軍として、フトゥリングのもとで事務處理を學ぶよう命じられており、サンドヴドルジは副將軍參贊として、乾隆23年以來ロシア關係事務を「協理」していた。庫倫辦事大臣の設置については、次の論文を参照。岡洋樹「『庫倫辦事大臣』に関する一考察」『清朝と東アジア』(神田信夫先生古稀記念論集) 山川出版社、1992、197-214頁。

盗・掠奪事件の忘却，③キャフタでの課税中止，を要求した。クロボトフは①に對しては，柵を實地に視察することを提案し，②については基本的に同意したが，將來における同種の事件の處理方法を具體的に取り決めるべきことを主張し，③については，キャフタ條約のラテン文本と露文本には非課税の規定がないと指摘しつつも，今後課税を行わないと約束し，代わりに貿易再開を求めた。一方，クロボトフの側からは，清側に拘束されているウルフン哨所の人員の引き渡しを要求したが，清側は，清側の哨兵を拉致した同哨所の責任者の處罰が先決であると主張した。6月18日（7月20日），雙方の代表團はキャフタ東方の柵の視察を行い，その場でクロボトフは，柵の移設に同意すると言明した。6月23日（7月25日），ふたたび會談が開かれ，哨兵拉致事件の關係者に對する尋問が行われた。その結果，クロボトフはウルフン哨所の責任者ダニロ（Данило, Ma. danila）等の處罰に同意し，25日（27日）²⁷⁾に雙方立會いのもとで鞭打ちが執行されたので，清側は拘束していたロシアの哨兵12名を引き渡した。ただし，クロボトフの日誌によれば，ロシア側は清側の主張に納得したわけではなく，交渉を妥結に導くためやむを得ず讓歩したもので，處罰された者たちには十分な補償を與えたという²⁸⁾。

クロボトフは同日，ここまでの交渉内容を總括した文書を清側に送った。それは清側の要求事項三件と，ロシア側の要求事項十三件を箇條書きにしたもので，交渉に一つの區切りをつける意味を持つものであった。ロシア側の13項目の概要は，以下の通りである。

第1項 兩國の平和友好を再確認すること。

第2項 國境での交易を再開すること。關税は國境においては今後とも徴收しない。

第3項 北京在住のロシア人への俸給を，國境で清側の商人にロシア商品を掛け賣りし，その商人が代金を北京で支拂うという方法で送金すること。

²⁷⁾ クロボトフ日誌，л.32об.-60об. 清側の記録としては，乾隆33年6月29日附のフトウリング等の奏摺（表2のA5）が，最も詳細にこの間の交渉の経緯を傳えている。

- 第4項 來年以降、隊商を北京へ通行させること。それらの隊商は、北京に至る沿途の各都市においても、商品を任意に販賣できるようにすること。
- 第5項 三箇月に一回、北京在住のロシア人との文通を許可すること。
- 第6項 北京在住のロシア人を、來年の隊商派遣時に交代させること。
- 第7項 隊商派遣、北京在住人員の交代等について、元老院との文書往復を待たず、クロボトフが全權をもって處理することを認めること。
- 第8項 隊商とともに北京に派遣する學生4人を、以前と同様の條件で受け入れること。
- 第9項 文書の言辭をより上品なものに改め、特にロシア皇帝に對しては清の皇帝と同等の敬意を拂い、императрица という敬稱を用いること。
- 第10項 清側代表團も、クロボトフと同様に全權をもって事に当たり、キャフタ條約中に不十分な箇所があれば、雙方の代表の裁量によって補足訂正できるようにすること。
- 第11項 逃亡や家畜強奪事件を處理する規則を定めること。
- 第12項 清側にいる以前からのロシア側の逃亡者を送還すること。
- 第13項 以上の諸事項について合意が達成されたならば、署名・押印した文書を交換し、キャフタ條約に添附すること。

さらにロシア側は、6月27日（7月29日）に、ついにキャフタ西方の國境柵の撤去に着手した。フトゥリンからはそれを確認すると、29日（31日）に三件の奏摺を發して、クロボトフから受け取った文書を添附し、13項目に對する決裁を求めた。そこには、クロボトフの引き延ばし戰術に遭いつつも、比較的簡単に屈服させたように書かれている。

これらの奏摺を見た乾隆帝は、交渉は實質的に決着したとの認識を持ったようで、7月7日、13項目について理藩院に議奏を命ずるとともに、フトゥリンガらに上諭（寄信）を下し、ロシア側の要求については現在審議中であるが、おおむね肯定的な結論が出るであろうとし、ただしロシア皇帝に императрица (Ma. imperaterits'a) という敬稱を用いることだけにはできないとクロボトフ

に告げるように命じた。また、清側代表團の一人キングイに、交渉の経過を尋ねたいから急いで戻ってくるよう指示している。一方、交渉妥結の見通しを受けて、7月16日には早くも内務府大臣英廉が、ムスリム商人を加えた隊商をキャフタへ派遣する件について上奏している²⁸。

ところが、13項目に対する理藩院の議奏が7月12日に行われ²⁹、13項目のうちに認め難いものが含まれていることが明らかとなった。議奏は、13項目のうち1, 2, 6, 7, 8, 11, 13の各項についてはロシア側の要求を認め、3, 5, 10の各項については、特に議するまでもないので、積極的に同意はしないが、明確に拒否もしないという判断を示したが、第4項の北京に送られる隊商の沿途での貿易、第9項のロシア皇帝を *imperatorits'a* と書くこと、第12項の従前の逃亡者の送還については、断固拒否すべきものとしていた。そこで乾隆帝は同日附であらためて上諭を発して、議奏の内容をクロボトフに示した上で、受け入れるかどうかを確認するよう、またそれまでは貿易を再開せぬよう命じ、先に入観を命じたキングイに対しても、途中から現地へ戻って引き続き交渉に参加するよう指示した。

この間キャフタでは、7月16日（8月16日）までに東西両方の國境柵の撤去が完了していたが、同日、清側代表團はクロボトフに先の7月7日附上諭の内容を示し、決定が届くまでには、しばらく時間がかかるだろうと言明した。翌日、清側代表團は一旦キャフタを去ってフレーヘ向かったが、途中で12日附の上諭を受け取ったため、ふたたびキャフタに戻り、25日に理藩院の議奏の寫しをクロボトフに送って、受け入れるかどうかを問いただした。ここから交渉は第二段階に入ったといえるが、その後の交渉は、クロボトフの病氣もあって、ロシア側の書記レオンティエフと清側の書記が雙方を往來して連絡に当たり、必要に応じて文書を取り交わすという形で進められた。まず、クロボトフは理

²⁸ 軍機處全宗滿文「錄副奏摺」卷號2273, 件號31, 乾隆33年7月16日インリヤン (Ma. ingliyan, 英廉) 等奏。この奏摺から、同様の隊商が乾隆25年から28年まで毎年送られていたことが知られる。

²⁹ 軍機處全宗滿文「俄羅斯檔」編號1620:1, 1-17. この議奏の寫しは、7月25日に清側代表團からクロボトフに送られた文書（表1のNo.19）に添附されたので、クロボトフ日誌にも露譯が収められている。また、Сычевский. 1875, с.285-290 にも露譯がある。

藩院議奏について、特に異議なくすべて受け入れると言明し、窃盗・掠奪事件の處理規定を含めた、キャフタ條約に追加すべき條文の草案を、清側で作成してほしいと要請した。これに對して清側は、まずロシア側で作成するよう求めたので、クロボトフは「條約への追加」(прибавление к трактату)と題する草案を作成し、清側に送附した。クロボトフによれば、これは8月2日(9月1日)のことである。しかし清側は、草案に曖昧なところがあるとして、増補改訂すべき点を指摘した詳細な文書を8月6日(9月5日)にクロボトフに送附した。クロボトフが若干の意見を附した上で同意すると、さらに8月13日(9月12日)、清側は自方の草案(концепт прибавления)を送付した。翌14日(13日)、クロボトフはこの草案に同意し、署名交換を提案した³⁰⁾。そこでフトゥリンからは、8月16日附の奏摺とともに當該の草案を乾隆帝のもとに送って、批准を求めるとともに、別の奏摺において、交換する條文の言語を、從來の慣例に従って滿文・ラテン文・露文とするか、現地で作成可能な滿文とモンゴル文だけとするかについて、また使用する印章について指示を求めた。これに對して乾隆帝は8月24日、當該の草案に基づいて條文を確定して交換することを許可し、言語については滿文とモンゴル文だけでよいこと、トシェート＝ハンが持つハルハ副將軍の印章を押すことを指示した。かくして、以後の作業は、文面と體裁の確定という最終段階に入ったのである。

なお、この間、8月4日附の奏摺によって、クロボトフが理藩院議奏の内容を基本的に受け入れることを知った時點で、乾隆帝は8月12日附で上諭を下し、貿易再開を許可した。さらに17日附の上諭では、再開後のキャフタ貿易において、商人がロシア商品の購入競争に走り、結果として價格を押し上げることをないように、嚴に監督すべきことを指示している。もはや乾隆帝にとっては、交渉の早期妥結、貿易再開は既定の方針だったのである。

ところが、文面の確定、署名交換という最終段階に至って、またしても紛糾があった。上記8月24日附の上諭を受け取った清側代表團は、早速滿文とモンゴル文の文案を作成し、9月4日(10月3日)にクロボトフのもとに送って、

³⁰⁾ クロボトフ日誌, л.71-93об. フトゥリンガらの數件の奏摺(表2のA7~A9, A11)にも、この間の経緯が述べられている。

同内容のロシア側文案を作成するよう求めた。これに對して、8日(10月7日)にレオンティエフがロシア側の文案を持参したが、清側のものとは異なり、雙方代表の官稱と名前を列擧した冒頭部分で、ロシア側が清側より前に書いてあり、“dulimbai gurun”(中國)、“kiyan cing men”(乾清門)等の語が擡頭されていなかった。そこで清側は11日(10月10日)、きわめて強い調子の書簡をクロボトフに送って修正を求め、要求通り修正しなければ、交渉を放棄して歸途につくという脅しさえ加えた。これを皮切りに、擡頭等の問題をめぐって雙方でやり取りが續けられたが、その経過については、雙方の傳えるところが微妙に食い違っている。たとえば、9月20日附のフトゥリンガらの奏摺によれば、清側が人を遣して、明後日には歸途につくと重ねて脅しをかけたところ、翌日ロシア側から書記(レオンティエフ)が訪ねてきて、ここで交渉が決裂したら、自分はどうに皇帝に報告したらいいのかというクロボトフの言葉を傳えた。清側は相手にせず追い返したという。これは9月14日(10月13日)から翌日にかけてのことと見られるが、クロボトフの日誌には該當する記述がない。また、同じ奏摺によれば、清側がロシア側に文案を示したのは9月4日(10月3日)の一回だけのごとくであるが、クロボトフの日誌によれば、擡頭等をめぐりやり取りの後、9月16日(10月15日)に清側が新たな文案を送ってきたという。さらに奏摺には、17日(16日)にレオンティエフがロシア側の文案を持参したが、要求通り修正されていなかったもので、引き裂いて地面に投げ捨てたとある。クロボトフの日誌には、この日二種類の文案(一つはロシア側の名を先に書き、一つは逆にしたもの)をレオンティエフに託して清側に届けたことは書かれているが、清側が引き裂いて投げ捨てたなどという記述は見えない。こうした齟齬は、記録に何らかの作爲がある可能性を示唆し、次章(1)で検討する、交換された條文自體に對する疑義とも関わってくる。ともあれ、9月18日(10月17日)に、ロシア側が新たな滿文の文案を清側に送り、清側がその内容を是認して、翌日交換する運びとなったことについては、雙方の傳えるところが一致する。翌9月19日(10月18日)、國境の中間地帯において、雙方の代表が署名し押印した條文(清側からは滿文とモンゴル文、ロシア側からは滿文と露文)が交換されたが、クロボトフが病氣で立ち會えなかったため、清側代表團も自身では赴かず、實

際に交換を行ったのは清側の理藩院員外郎ソリン (Ma. solin, 索琳) らと、ロシア側のウラソフ少佐 (С.Власов), レオンティエフ書記であった⁽³¹⁾。

交換された「キャフタ條約追加條項」は、まず國境柵の撤去、キャフタおよびツルハイトゥでの課税の中止⁽³²⁾、既往の越境事件の忘却等に言及した後、窃盗・掠奪事件に関する舊キャフタ條約の第10條を、新たな條文に差し替えることを述べており、次いで新第10條の本文がある。長文なので詳細な紹介は差し控えるが、簡潔に言えば、武器を携行して越境して強盗を働いた場合、武器を携行せずに越境して盗みを働いた場合、越境して狩獵した場合、單に道に迷って越境した場合等に分けて、事件処理の手續きや量刑を定めたものである。なお、雙方が最後まで折衝を重ねたにも拘わらず、交換された條文は、實は完全に同一ではなかった。この問題については、次章(1)であらためて取り上げる。

調印後、クロボトフは1768年10月27日附でエカテリーナ二世と外務參議會宛に報告を送り、自身はキャフタ貿易の管理に当たるキャフタ商務局 (Кяхтинская коммерческая экспедиция) の組織整備、北京への隊商の編成等に從事していたが、かねてからの病氣のため、1769年3月18日に死去した⁽³³⁾。對清通商關係の事務はウラソフ少佐が引き継いだ⁽³⁴⁾が、北京への隊商は、結局送られることなく終わった。一方フトウリングらは、9月20日附の奏摺とともに、ロシア側から受け取った條文と、清側が交付した條文の寫しを北京に送り、また商人の嚴重な監督を指示した8月17日の上諭に基づいて、キャフタ貿易に関する2箇條からなる内規を作成し、同じ9月20日附の別の奏摺に添附して批准を請うた。その骨子は、①競争による清側商品の廉賣を防ぐため、品目ごとに一種の價格カルテルを結ばせ、またキャフタへの到着順によって貿易の順番を

(31) クロボトフ日誌, л.97-105об. 清側の記録としては、本文にある通り、乾隆33年9月20日附のフトウリング等の奏摺 (表2のA12) が、この間の経緯を傳えている。なお、ソリンは以前庫倫辦事大臣であったが、密貿易事件に連坐して左遷され、キャフタにおいて卡倫の管理に当たっていた。

(32) キャフタ條約によって、キャフタと並ぶ交易場としてアルゲン河畔に設けられたツルハイトゥ (Цурухайту, Ma. curhaitu) は、當時すでに衰微していてほとんど實質的な意味を持たなかったが、一應條項には盛り込まれたのである。

(33) АВПРИ. Оп.62/2, 1762-1769 гг., д.8, л.281-283, 312-315об.; Сычевский. 1875, с.290-292.

管理し、商品がだぶつくことを防ぐ、②近在のモンゴル人による少量の日用品の交易には制限を加えず、またジェブツンダムバ=ホトクトや諸ジャサクが人員を派遣して貿易を行わせる場合は、商品の内容等を登記させる、というものである。なお、内規の存在は、ロシア側に對しては嚴に秘匿されるべきであった。これに對して、乾隆帝は9月28日に「該部が議奏せよ」と批示し、理藩院等の議奏の結果、内規は批准を得て施行されている³⁴⁾。この間、貿易解禁を受けて、清側の商人も漸次キャフタに到着し、内務府の派遣したムスリム商人の隊商も11月27日に到着したが、貿易が大々的に再開されたのは、翌乾隆34年4月のことであった³⁵⁾。かくして、都合十年以上にわたって續いた兩國關係の混乱に、一應の終止符が打たれたのである。

3 交渉過程に見る當時の兩國關係の特質

(1) 清朝の對外姿勢

一連の交渉過程を通じてまず印象に残るのは、清側の高壓的ともいうべき姿勢である。交渉開始に當たって乾隆帝は、いささかも譲歩するとか、ロシア側が少しでもごまかすようならすぐに交渉を打ち切って引き上げなどと命じているが、その後もこの姿勢に變化はなく、たとえば、條文確定直前になって擡頭等をめぐって紛糾したことを報ずるフトウリンガらの奏摺中の、ロシア側の持参した文案を引き裂いて投げ捨てたというくだりに對して、乾隆帝は“ere teni inu”（それでこそよい）と殊批を入れている。清側代表團も、乾隆帝のこうした意向を受けて、基本的には強硬姿勢を貫き、事あるごとに、ロシア側が要求に應じなければ交渉を打ち切ると威嚇を加えた。たとえば、擡頭等の問題が紛糾した際、9月11日（10月10日）に清側がクロボトフに送った書簡には、次のようにある。

34) モンゴル國立中央文書館、M-1, 1, 2931, 55 および57（乾隆33年10月29日、ただし57は日附を含む後半部が殘缺）は、批准された内規をフレーから各處に送付した際の控えである。

35) 軍機處全宗滿文「錄副奏摺」卷號2317, 件號30, 乾隆34年4月13日附キムボー（Ma. kimboo）の軍機大臣宛呈文。

われらの考えでは、以前汝らロシアの將軍 (gíneral) [ヤコビ] が、何度われら大臣と會して事を議しても、まったく事を成し遂げられなかったのは、ひとえに彼が年老いて耄碌し、またあまり道理を辨えていなかったためである。今回、コミサル汝 [クロボトフ] が諸事についてことごとくわれらの提起したことに従ったのを見れば、人となりなかなか聡明で、汝の考えたことを成し遂げる力があるようだと考えて、われら自身もはじめて當地に長く留まって、汝と會して事を辦じたのである。あにはからんや、事が成就に近づいてから、コミサル汝が突如、互いに議定し関定した文を意のままに書き改めるとは、まことに豫想もつかぬことであつた。……われらは今晚か明日にも出發して歸途につく。こうした事情をみな大聖主に奏して、キャフタ、ツルハイトウの二箇所での交易を行わないようにする他、大部 [理藩院] において議して行うこととした、汝の請うた、來年京城で交易を行う、ラマを交代させる、口糧を送る、手紙を送る、學生を送る等の事も、すべて取りやめて行わないこととする。

“dulimbai gurun” (中國) や “kiyan cing men” (乾清門) を擡頭するかどうかと、一見些細とも思える問題についてさえ、この調子である。

かつて雍正 7 (1729) 年にロシアへ赴いた清の使節團は、理藩院からロシア元老院への公文 (雍正 7 年 5 月 18 日附) を携えていたが、その中には次のような一節がある。

わが中國の例では、諸國に使者を遣わす場合、みな「旨を下した」と書く。

わが國と汝らロシア國は隣國 (adaki gurun) であるので、旨の書を下すわけにはいかない。そこで、今回もただ使者だけを送った³⁶⁾。

ロシアに最大限の配慮を示したこの文面からは、自國を天朝と見なす世界觀と、對等の原則に立つ現實の對ロシア關係とを、何とか兩立させようとする苦心が読み取れる。二度の遣露使節が、ロシア皇帝 (アンナ=イワノヴナ) に対して「一跪三叩頭」の禮をとったことも³⁷⁾、當時における清朝の姿勢の端的な表

³⁶⁾ АВПРИ. Оп.621, 1731 г., д.2. л.23-25. (原本)

³⁷⁾ Бантыш-Каменский. 1882. с.175-176. 中國第一歷史檔案館所藏滿文「月摺檔」編號 6 (2), 331-337 のデシン (Ma. desin) 等の奏摺 (雍正 11 年 2 月 7 日) には、第二回使節團が一跪三叩頭を行ったことが明記されている。

現といえよう。

これに比べると、クロボトフとの交渉に際して清側が見せた態度には、著しい硬直化、「原理主義」化が認められる。野見山温氏はかつて、雍正遣露使節の事跡が各種の編纂史料に見えないことについて、乾隆朝になって對外姿勢が硬直化したことの表れであると指摘したが³⁸⁾、同じ傾向は、ここにも明確に見て取れるのである。その後1785年になって、清側は掠奪事件を契機にまたも貿易を停止し、1792年に至って「國際議定書」(Международный акт)を結んだ後に再開したが、その本文冒頭には、「偉大なる聖主は全ての人に一視同仁の恵みを垂れるがゆえに、ロシア元老院の懇切なる請願に基づいて、キャフタにおける貿易の再開に關する仁慈ある敕令を下した」云々とあり、議定書というよりは、清側が一方的に下した通達のような體裁をとっている³⁹⁾。その背景については別途検討しなければならないが、清側の高姿勢が一段とエスカレートしている様子が窺える。それは、翌1793年に來訪したイギリス使節マカートニー(G. Macartney)を、清側が完全に朝貢使扱いし、通商擴大要求をにべもなく拒否したことにもつながるものといえよう。

しかしながら、この時期の清側が強硬な原理主義一本槍であったかという点、必ずしもそうは言えない面もある。そもそも、第1章(4)で引用したツェンゲンジャヴの奏摺に對する乾隆帝の硃批から明らかなように、清側もかねてから何らかの機会を捉えて關係を改善する意思を十分に持っていた。交渉開始後も、クロボトフの日誌によれば、たとえばキャフタ東方の國境柵の移設に際して、清側は、新しい柵の豫定線がなお直線状ではなく、より多くの土地をロシア側に圍い込むように曲がっていることに抗議したが、クロボトフが、ロシア側の意圖は、キャフタ條約で定められたロシア側の交易場を圍い込もうとしているだけであると説明すると、清側の大臣たちは「笑って『ちょっとばかり斜めにしてほしい』と言っただけで、それ以上は言わず、強いて争うことでもないという様子であった」という⁴⁰⁾。文書に残らない實際の交渉の場では、清側代表

38) 野見山温「清雍正朝對露遣使考」『露清外交の研究』酒井書店、1977、103-147頁。

39) Министерство иностранных дел. Сборник договоров России с Китаем, 1689-1881. СПб., 1889, с.93-95. 載せられているのは滿文からの露譯である。

40) クロボトフ日誌, л.71-73.

團は交渉妥結のためにある程度柔軟な対応をとっていたのである。中央のレベルでも、クロボトフが提示した13項目の要求事項に対して、理藩院は、結局その大半を許諾する議奏を行っているし、また乾隆帝も、追加條項が最終的な確定・交換に至る以前に、貿易再開を公式に指示している。

高壓的な姿勢の中に見え隠れするこうした柔軟さは、條約文の最終的な確定段階において象徴的に表れるが、この問題はやや複雑なので、以下詳しく検討してみたい。擡頭等をめぐる紛糾の末、9月18日(10月17日)にクロボトフが清側に送った文案に清側がようやく満足し、翌日交換の運びとなったことは、すでに述べた。しかし、クロボトフの日誌によれば、この文案(満文)は、先に清側から示された文案そのままではなく、次のような修正を加えたものであったという。

①彼らの側では、「偉大なる聖主 великий священный государь」という語が擡頭して書かれていた。委員〔クロボトフ〕の側では、これに對し、「君主たる皇帝 государь хуандий」と擡頭して書いた。

②彼らの側では、「女帝 катун хань」という語が擡頭なしに書かれていた。委員の側ではこれに對し、「君主たる女帝 государыня императрица」という語を擡頭して書いた。

③彼らの側では、「中國」という語が擡頭して書かれ、「ロシア國」という語は擡頭されていなかった。委員の側ではこれに對し、「中國」という語があるところは擡頭したが、同様に「ロシア國」も擡頭した。

④彼らの側では、「委員クロボトフと」となっていたが、委員の側では、「全權委員クロボトフと」と書いた。

この文案を見た清側代表團は、ロシア國という語も擡頭して書かれているのを見て、これについては争わない、このように對等の國と書いてもよい、と述べたという⁽⁴¹⁾。

以上の敘述は、少なくとも一部については、清側史料からも確認できる。交換した條文を點檢した結果を報ずる上奏者・日附不明の一摺には、次のように

(41) クロボトフ日誌, л.104об.-105.

記されている。

今回コミサル〔クロボトフ〕が手交した文は、滿洲語・ロシア語を併せ書いて送っている。……併せた滿洲語を見ると、大主 (amba ejen)・中國 (dulimbai gurun)・御前 (gocika)・乾清門 (kiyan cing men)などの語を、ロシア側はみな擡頭して書いてある。彼らの女帝 (katun han)・ロシア國 (oros gurun)もまた擡頭して書いてある。フトウリンガらがコミサルに渡した押印した文では、ただわれらの擡頭すべき語を擡頭して書いた。ロシアの女帝 (katun han)という語をみな擡頭して書いてはいない⁴²⁾。

雙方の滿文本が同一でなかったことは、この記述から明らかであるが、清側が特に問題としたような形跡はない。なお、奏摺の後には、「いま定めた新例一件」として、追加條項の全文が載せられているが、それは清側が作成した滿文本に基づいている⁴³⁾。

しかし、問題はこれで終わりではない。クロボトフの日誌には、ロシア側の滿文本では、ロシア皇帝を“государыня императрица”と書いたと記されているのに、上記の奏摺は、“katun han”という語が擡頭してあるとするなど、両者の記述にはなお食い違いがある。императрица (Ma. imperaterits'a)という語は、乾隆帝が上諭の中で、絶対に用いることはできないと言い送ったものであるから、ロシア側の滿文本にそう書いてあったとすれば、清側としては容認できないはずである。原本を確認できない現状では、明確な結論は下せないが、清側が事実を隠蔽している可能性もあろう。しかしそれならば、katun han や oros gurun が擡頭してあることも、わざわざ書かなくてもよさそうである。あるいはクロボトフの日誌の方に作爲があるのかも知れない⁴⁴⁾。

清側が作成し、ロシア側が受け取った條文にも、實は問題がある。1889年にロシア外務省が公刊した『露中條約集成』には、この追加條項の露文と滿文が

42) 軍機處全宗滿文「錄副奏摺」卷號2272, 件號020。『清代邊疆滿文檔案目錄』1999はこれを「乾隆33年6月」とカッコつきで登録しているが、内容からみて、明らかに追加條項交換後のものである。

43) さらにその後に、露文本からの滿譯が附載されている。

44) クロボトフが清側の文案に最終的に同意することを表明した9月15日(10月14日)附の文書(表1のNo. 29)が、日誌に見当たらないことも奇妙で、作爲を疑わせる。

収載されているが⁴⁵⁾、満文には、imperaterits'a等の語が用いられ、クロボトフの日誌にいう、ロシア側が作成した満文本と一致する。活字本であるため、擡頭については確認できない。清側の満文本にkatun han等と書いてあったことは、クロボトフも明言しているのだから、條約集は清側から手交された原本ではなく、ロシア側の満文本の控えに基づいていると解釋せざるを得ない。なお、條約集の附注に「條約の交換に關する結びの部分は、現存の満文テキストには見出せない」とあることも、底本が清側作成の原本でない可能性を示唆する。

このように、満文本のテキストをめぐる問題は複雑であるが、少なくとも、ロシア皇帝の稱號(imperaterits'aであれkatun hanであれ)や「ロシア國」が擡頭された満文本を清側が受け取ったことは、まず確かな事実である。清側としては、あくまで自方が作成した條文こそが正式のものであるとの立場をとり、ロシア側作成の條文は、祕藏してしまえば一般の目には觸れないのだから、影響はないと考えたのであろうが、たとえそうであったとしても、清側の全般的な強硬姿勢から見れば、一定の譲歩であったことは疑いない。

高姿勢の中に一定の譲歩を織り交ぜるという清側の手法は、たとえばマカートニーに對して、土壇場になって三跪九叩頭を免除したこととも相通ずるように思われる。次の嘉慶朝になると、たとえば嘉慶10年11月(1806年1月)にフレーに到着したロシア大使ゴロフキン(Ю.А.Головкин)は、嘉慶帝への跪叩のリハーサルを行うよう要求され、拒否したために、結局北京への通行を拒絶されている⁴⁶⁾。また、嘉慶21(1816)年に北京を訪れたイギリス使節アマースト(W.P.Amherst)が、跪叩問題のために嘉慶帝への謁見を果たせずに歸國したことは、有名な話である。それぞれの事件にはもちろん固有の背景があるわけだが、總じて嘉慶朝のより硬直した姿勢に比べれば、乾隆朝後半の對外姿勢にはまだしも一定の柔軟性、現實感覺が認められるように思う。「近代」以前に

45) Министерство иностранных дел. 1889, с.84-92.

46) ゴロフキン使節團については、次の史料集に多數の關連史料が収められている。
Русско-китайские отношения в XIX веке: Материалы и документы. Том 1, 1803-1807, Москва, 1995.

における清朝の世界観や對外關係の枠組みといった問題を考える場合に、それを靜態的なものとしてではなく、時期による變化を伴うものとして捉える必要性を、これらの事例は示唆しているのではなかろうか。

(2) 情報収集能力の懸隔

しかしながら、外交方針の基礎を形作るべき情報の収集と、それに基づく相手方の現状分析といった點では、清ははるかにロシアに及ばなかった。清側代表團が、ロシア側の内情に關する情報を積極的に収集しようとした形跡はまったくない。何らかの情報収集は行っていたのかも知れないが、少なくとも上奏文等には見えないし、乾隆帝も特に指示を下してはいない。すなわち、清側の繰り出す威嚇は、確たる狀況分析に基づかない、相手はどう出てくるかという豫測を缺いた、當てずっぽうのものに過ぎなかったのである。

ロシア側の狀況は、これとは對照的である。クロボトフは交渉中、清側の内部文書のコピーを密かに入手していた。これは、ロシアの一商人が、舊來の友人であるモンゴル人の一下級官員から買い取ったものだという。彼の日誌に明記されているだけでも、ロシア側の13項目要求に對する理藩院の議奏に關する7月12日附の上諭、草案の作成とその言語に關する8月16日附の二件の奏摺、當該の二件の奏摺に對する8月24日附の上諭（日誌では8月4日附となっているが、24日の誤り）等がロシア側の手に落ちている。清側史料と對照したところ、いずれも眞正性には疑いがない。クロボトフはこれらの材料を基に、清側の内部事情を把握し、その出方を豫測しながら、交渉に臨んでいたのである。こうした情報漏洩に、清側代表團が氣づいていた形跡はない。それどころか、代表團の一員であるトシェート=ハンのツェデンドルジまでが、ロシア側に情報を流していた。クロボトフによれば、最初の會談の直後、トシェート=ハンは密かに人を遣わしてきて、自分は滿洲語も漢語もよくわからず、他の大臣たちも交渉内容を全部は話してくれないので、會談がモンゴル語で行われるよう働きかけてほしい、と頼み込んできたという。結局會談はそのまま滿洲語で續けられたが、その後トシェート=ハンはまた、クロボトフと親交を結びたいという趣旨の書簡（滿文）を送ってきた。そして、擡頭等の問題をめぐる紛糾の最中

の9月15日(10月14日)、すでにクロボトフと「多くの文通と贈答を通じて親しい友人になっていた」トシェート=ハンは、またも密かに部下を派遣してきて、ロシア側の文案の取り扱いをめぐる清側代表団の中で意見が割れており、彼自身とフトウリング、サンドヴドルジがロシアに協調的であるのに對し、キングイのみが反對に回っていると告げたという⁴⁷⁾。代表団内部での不一致という事實は、清側史料からはもちろん確認できないが、ハルハの二人と内モンゴル出身のフトウリングが妥協的で、滿洲旗人のキングイが強硬であるというのは、頷ける構圖ではある。

こうした情報収集能力あるいは意欲における懸隔は、清露關係の全般的な趨勢の反映であった。雍正朝においては、ロシアと接觸する機會の多い黒龍江將軍等から、ロシアの國情に関する情報が上奏されている例がしばしばあり、そこには、たとえば北方戰爭の戦況とか、ピョートル大帝と皇太子の不和といった内容も含まれている⁴⁸⁾。ところが、乾隆朝に入ると、管見の限りでは、清側の文書(檔案)中に、ロシアの國情等に関する情報は格段に乏しくなるようである。そこにはもちろん言語の問題もあり、ロシア側ではレオンティエフのような人材が育ってきたのに對して、次節でも述べるように、當時清側には、實用に堪えるほどのロシア語を操る人材は、まず皆無であったと思われる。

一方ロシア側では、キャプタ條約締結の際のロシア側全權であったウラディ斯拉ヴィチ(С.Владиславич)が、使節行の公式報告書とは別に、『中國の軍事力と國情に関する祕密情報』と題する長大な報告を残している⁴⁹⁾、その後文書送達等のために頻繁到北京やフレーを訪れた使者も、ほぼ必ず現地ニュースに関する報告を残している。もちろん、北京在住の聖職者や學生も重要な情

47) クロボトフ日誌, л.36об., 95об.-96, 103-103об.

48) たとえば、中國第一歷史檔案館編『清代中俄關係檔案史料選編』第一編(北京, 中華書局, 1981年)417-419頁所收の雍正2年7月27日附黒龍江將軍陳泰の奏摺など。

49) Секретная информация о силе и состоянии Китайского государства. この祕密報告は、1728年に一旦提出されたが、後に増補され、1842年になって *Русский Вестник* 誌上で公開された。原本はАВПРИ. Оп.62/1, 1730 г., д.5にあるが、未見である。Бантыш-Каменский. 1882, с.163; Скачков, П.Е. *Очерки истории русского китаеведения*. Москва, 1977, с.39.

報源となっていた。十年以上も北京で學んだロツソヒン（И.К.Россохин. 1741年歸國）やレオンティエフが、外交文書の翻譯に當たったほか、主として滿文から多くの文獻を翻譯したことは、よく知られている。こうした各種の情報をもとに、ロシアでは清の政情・國力の分析が進み、結果として、外交上の諸懸案に對しても、幅廣い選擇肢が検討されるようになっていた。たとえば1756～57年にかけて、ハルハ王公の一部にロシアへの歸屬謀議が進められた際、ロシア外務參議會は現地當局に對して、もし彼らが大舉して歸屬するなら、條約違反の危険を冒しても受け入れるようにとの指示を下した⁵⁰。また1763年、科學アカデミー教授で著名な歴史家であったミルレル（Г.Ф.Миллер）は、「もしロシア側が中國人の度重なる侮辱に耐えかね、武力によって報復しようとする」場合、どのような作戦をとるべきかについて、詳細なレポートを執筆している⁵¹。

要するに、追加條項締結交渉において、ロシア側は確かに全面的に讓歩したけれども、それは他の選擇肢についても十分検討した上で、結局貿易再開を勝ち取る方が有利と判斷した結果であったと見てよい。一方清側は、相手方の事情にほとんど無知であったにも拘わらず、ロシアは何をおいても貿易を求めているはずだという讀みがたまたま正鵠を突いていたために、いわば偶然の成功を収めたに過ぎなかったのである。

(3) 媒介言語と正文の問題

雙方のコミュニケーションを媒介する主要な言語として、滿洲語が明確に浮上してきたことも、この追加條項締結交渉に見られる特色である。17世紀の最初の接觸以來、18世紀中葉に至るまで、兩國間のコミュニケーションを支えてきたのは、主としてモンゴル語とラテン語であった。後者が兩國間の公文に用いられるようになったのは、1676年に北京を訪れたロシア大使スパファリー（Н.Г.Спафарий）が、露文・モンゴル文の他に、ラテン文の國書を持參して以來のことである。同大使は、以後兩國間で取り交わす公文は、ロシア側からは

50) 森川哲雄「外モンゴルのロシア歸屬運動と第二代ジェプツンダムバ・ホトクト」『歴史學・地理學年報』（九州大學教養部）9, 1985, 1-40頁。

51) Бантыш-Каменский. 1882, с.378-393.

露文・ラテン文の二種、清側からは満文とラテン文の二種とすることを提案し、以後これが慣例化した⁵²。ネルチンスク條約（1689年）やキャフタ條約（1728年交換）の場合も、ラテン文以外に露文本や満文本もあるが、雙方がともに作成し、内容を照合したのはラテン文だけであるから、ラテン文が條約正文と見なされている。しかし、ラテン語を解する人間は限られていたから、特に地方當局間の交渉においては、モンゴル語が引き続き廣範に用いられていた。

清は康熙22（1683）年頃から、ロシアへ送る公文にロシア語譯を添附するようになった。當初その翻譯に當たったのは、アムール方面で捕虜になったロシア人やその二世たち、いわゆる「アルバジン人」であるが、その後康熙47（1708）年には、八旗の子弟にロシア語を學ばせる内閣俄羅斯文館が設置された⁵³。しかし、實務に役立つ翻譯者の養成は容易なことではなかったらしく、たとえば1731年、イルクーツク副總督ジョロボフ（А.Жолобов）は外務參議會に對して、満文・ラテン文・露文からなる理藩院公文を開いてみたが、露文は意味不明瞭なので、ラテン文から翻譯したと報告している⁵⁴。モスクワに残されている外務參議會の文書綴りには、この頃清側から送られた公文の原本が多数残されているが、清側の露文本の他に、ロシア側でラテン文から露譯したもののがほぼ必ず添附されており、なおラテン語がもっとも重要な媒介言語であったことを窺わせる。

ところが、ロツソヒン歸國後の1742年からは、文書綴りに満文からの露譯が添附されるようになり、その後も、レオンティエフをはじめ、北京留學生の中から中央・地方の實務につく者が現れてきたため⁵⁵、兩國間のコミュニケーションにおける満洲語の役割は飛躍的に高まった。1768年の交渉は、まさにこう

52 拙稿「内閣俄羅斯文館の設立について」『文學研究科紀要』（早稻田大學大學院）別冊16、哲學・史學編、1990、横書75-86頁。

53 俄羅斯文館の概要とその不振については、拙稿（前注参照）の他、次を参照。Widmer, E. *The Russian Ecclesiastical Mission in Peking during the Eighteenth Century*. Cambridge (Mass.) & London, 1976, pp.103-112.

54 АВПРИ. Оп.621, 1731 г., д.6. л.133-134об.

55 1746年に歸國後、ヤクーツク邊境連隊に勤務し、1753年に北京へ官營隊商を率いて赴いたウラディキン（А.М.Владыкин）や、キャフタ税關に勤務したサフノフスキー（Е.Сахновский. 1755年歸國）等が挙げられる。Скачков. 1977, с.63, 65-66.

した状況下で行われたものであり、會談や文書のやり取りには、レオンティエフを介して、ほとんど滿洲語が用いられた。このことは、追加條項の正文の問題とも関わっている。條文交換に当たっては、前述のようにロシア側で露文と滿文、清側で滿文とモンゴル文を作成したが、交換前日にレオンティエフが清側代表團と読み合わせを行ったのは滿文である。條文自體にはどの言語を正文とするかに関する言及はないが、以上の経緯から、正文は滿文であると一應は見なすことができよう。ただ、なまじロシア側が滿文本を作成したために、前述のように擡頭等の問題が表面化し、文面の確定に手間取るという皮肉な一面もあった。

こうした状況は、少なくとも19世紀初めまでは続く。たとえば、1805～06年のゴロフキン使節團の場合も、主に北京留學生出身のウラディキン（А.Г. Владыкин）が滿洲語で通譯に当たったようである⁵⁶。その後、19世紀中葉に至ると、次第に漢語が主要な媒介言語となっていくが、こうした變化がいつ頃から、どのような経緯で進んだかについては、別に検討してみなければならない。それにしても、以上のような滿洲語の「國際言語」化は、ロシア側が一方的に滿洲語運用能力を高めたことによるものであり、清側のロシア語翻譯者養成の不振を考えれば、前節で考察した、雙方の情報収集・分析能力の懸隔と表裏一體をなすものであったと見なすことができよう。

結 び——残る諸課題——

前章までに筆者は、1768年のキャプタ條約追加條項は、外見上は清側の高壓的な姿勢にロシア側が讓歩するという形で締結に至ったこと、しかし、それとは裏腹に、外交上の判断の基礎となるべき情報収集・分析の能力ないし意欲においては、ロシア側が壓倒的に立ち勝っていたこと、かつそうした状況は、乾隆朝における清露関係、ひいては清朝の對外關係全般の性格を反映したものであることを述べてきた。吉田金一氏は、1858年の天津條約によって「中國のみ

56) Скачков. 1977, с. 79-83. なお、前注のウラディキンとは別人である。

せかけの優越性は崩壊しはじめた」と指摘しているが⁵⁷⁾、この「みせかけの優越」という状況は、すでにこの時点で明確に読み取ることができるのである。

本稿の結論は以上に盡きるが、この追加條項をめぐる諸史料からはなお、條項自體との関連は薄いものの、今後検討を深めていくに値する興味深い課題がいくつか浮かび上がってくるので、最後に若干言及しておきたい。

第一は、この追加條項を機として導入された、キャフタ貿易の新たな枠組みをめぐる問題である。條項自體は、貿易については税を取らないことを定めただけであるが、第2章(2)で言及したように、清側は貿易再開に当たって、價格カルテルの導入等を骨子とする2箇條の内規を設けた。この規定については従来、『朔方備乘』卷37の記載に基づいて、乾隆24(1759)年の制定と言われることがあるが⁵⁸⁾、再考の餘地がありそうである。また、價格カルテルによる市場統制は、廣東十三行の役割を想起させ、いわゆるカントン=システムとキャフタ貿易の比較研究に貴重な材料を提供するものと考えられるので、そうした観点からも、この内規については、さらに踏み込んだ検討が必要であろう。

第二は、當時のハルハ王公の動向である。ツェデンドルジが密かにロシア側と通じていたことは、前章で述べたが、彼がこのような行動をとった背景には、前章(2)で觸れたハルハ王公のロシアへの歸屬謀議や、岡洋樹氏が明らかにした、親清派王公サンザイドルジと、トシュート=ハン家を筆頭とする他の諸王公の間の政治闘争⁵⁹⁾などが想定できよう。また、サンザイドルジの密貿易を告發したツェンゲンジャヴが、その後キャフタ貿易の再開を奏請していることから、ハルハ王公とキャフタ貿易の利権との結びつきを推測することもあながち無理ではなく、こうした側面からの検討も、今後進めていくべきかと思われる。

さらに、本稿では清朝の對外姿勢の通時的變化を主に問題としたが、地域による差異という視點からの検討も重要である。清帝國の構造については、マンコール氏が「西北(北)の弦月／東南の弦月」という二分法を提示して以來、

57) 吉田金一『近代露清關係史』近藤出版社、1974、231頁。

58) 吳建雍『18世紀の中國與世界：對外關係卷』瀋陽、遼海出版社、1999、193-194頁。

59) 注20に挙げた岡洋樹氏の諸論考を參照。

内陸アジア（その延長としてのロシアを含む）に対する統制システムと、中國本土ないし東南の諸朝貢國に対する統制システムとの共通點・相違點に関する議論が、少しずつではあるが積み重ねられている⁶⁰。1768年の清露交渉をめぐる諸事象についても、こうした議論の枠組みに則して検討することは十分可能であり、また必要なことであるが、今後の課題としたい。

60) すべてはとても挙げきれないが、関連論考をいくつか示しておく。Mancall, M. "The Ch'ing Tribute System: An Interpretive Essay." *The Chinese World Order: Traditional China's Foreign Relations*. Cambridge (Mass.), 1968, pp.63-89; 茂木敏夫「清末における「中國」の創出と日本」『中國—社會と文化』10, 1995, 251-265頁; 片岡一忠「朝賀規定からみた清朝と外藩・朝貢國の關係」『駒澤史學』52, 1998, 240-263頁。

CONCERNING THE NEGOTIATIONS BETWEEN RUSSIA AND THE QING DYNASTY ON THE “ADDENDUM TO THE TREATY OF KYAKHTA” IN 1768

YANAGISAWA Akira

The history of relations between China and Russia from the Treaty of Kyakhta in 1728 and those of Aigun and Tianjin in 1858, remain something of lacunae in the historical record. However, in order to clarify the process of the formation of the new framework of the relationship between the two countries following the latter half of the nineteenth century, it would be best to turn our attention to this period as well. Examining the process of the negotiations between the two countries over the Addendum to the Treaty of Kyakhta, which was concluded in 1768, the fundamental structure of the contemporary relationship of the two countries is directly revealed in intriguing fashion. The series of negotiations began with cessation of trade following the Qing demand for removal of the Russian built fences near the border at Kyakhta and the end of the imposition of tariffs there. In dealing with the situation, Kropotov who had been dispatched from Russia with plenipotentiary powers, acquiesced to almost all of the Qing demands, and trade was once again back on track. The most striking aspect of the process of negotiations was that while the Qing side maintained a high-pressure stance throughout the negotiations, there was also a certain flexibility interwoven into the process that can be identified as the fundamental characteristic of the Qing stance in external relations. However, the Russian side's overwhelmingly superiority over the Qing in terms of the resolve and capacity to collect and analyze information which are the foundations of diplomatic decision making, prefigures the reversal in the position of the two countries that was to occur in the nineteenth century. This situation, which Yoshida Kin'ichi has called "China's pretense of superiority," can already be detected at this point in time. Moreover, in the negotiations between the two countries in 1768, now that Leont'ev, who had learned the Manchu tongue while a student in Beijing, joined the Russian delegation, Manchurian became the principal language of the negotiations, and the notes exchanged in Manchurian should be understood as the official ones. The increasing importance of the Manchu can also be understood as one element characterizing the relationship between the two nations at the time.